

令和6年度 第2回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和6年10月28日（月）	
開催場所	山口市役所本庁舎2階第2会議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年7月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	0	
条件付一般競争入札	100	道の駅仁保の郷大規模改修電気設備工事、市道駅南10号線外(緑町地内)配水管布設工事
指名競争入札	0	
随意契約	24	宮島町問田線道路改良工事に伴う附帯工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	委員会の概要については以下のとおり。 1 入札・契約の運用状況等の報告について 〈事務局〉 令和6年4月から令和6年7月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。 〈委員長〉 何か質問はございますか。 〈委員〉 なし 2 抽出事案の審議について 【条件付一般競争入札：道の駅仁保の郷大規模改修電気設備工事】 〈委員〉一者しか入札しなかった理由はありますか。 〈事務局〉山口市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、また、金額及び過去の同規模の工事等を鑑み、さらには受注機会の確保という点からもJVの工事としました。1者入札であった理由としては、発注時期に市内にあっては新本庁舎や湯田温泉パークの工事があり、また、国内にあっては万博等の大規模工事があったこ	

とにより、本工事に参加されなかったのではないかと思います。

〈委員〉本工事は難しい工事になるのですか。

〈事務局〉客離れを起こさないように営業活動を行いながら工事を進めるため、工事箇所と営業箇所の区分けを行い工事を行いました。そのため、当初は単年度の工期でしたが、複数年度の工期に変更しました。また、工期を複数年度にしたため、施工人員の確保が必要になるため、JVとしました。よって、通常の改修工事よりは難しいものになります。また、工事内容としては、増築及び改修工事になります。

〈委員〉道の駅仁保の郷について、何年ごとに大規模改修を行っていますか。

〈事務局〉特定の周期はなく、指定管理者や地元の方と調整しながら工事を行っています。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということでしょうか。

〈委員〉

異議なし

【条件付一般競争入札：市道駅南10号線外(緑町地内)配水管布設工事】

〈委員〉入札参加者10者全者が同額ですが、見積もりが容易なものなのでしょうか。

〈事務局〉積算には公表されている山口県標準歩掛表の単価を使用しています。また、単価に見積もりを使用する場合も公表しておりますので、公平かつ適正に入札参加業者が積算できるようにしています。また、本工事は水道管の典型的な工事ですので、複雑な積算を行う工事ではありません。

〈委員〉宅内までの布設工事になるのでしょうか。また、水道工事によって断水が想定されますが、居住者との調整は行ったのでしょうか。

〈事務局〉敷地内のメーター器までは水道管を布設しますが、メーター器から宅内までの水道管を含む工事ではありません。また、水道管の切り替えに10分程度の時間がかかるので、業者を通じて居住者との調整を行いました。

〈委員〉現行の制度を変更して、判断基準額をなくすことは可能でしょうか。

〈事務局〉市の要領で定めておりますので、制度的に判断基準額を無くすことは不

可能ではありませんが、ダンピング対策等のために、国や県の動向を踏まえて判断基準額を導入しており、入札金額が下がりすぎないように制度運用しておりますので、現状で変更することは難しいと考えます。

〈委員〉水道管の布設工事については、今後も計画的に行っていくのでしょうか。

〈事務局〉そのとおりになります。

〈委員〉落札結果が無効（先抜）となっている業者がありますが、先抜けとはどのような制度になるのでしょうか。

〈事務局〉先抜け制度とは受注機会の確保のために、同種の工事で同日に開札を行う2つ以上の工事を受注しないようにする制度になります。1つの工事を落札した業者は、それ以降の入札では無効となります。先抜け方式であることを、事前に公告にてお知らせします。水道工事においては、先抜け方式で入札を行うことが多いです。

〈委員〉同日に開札が行われる、複数の先抜け方式での入札に参加されても1つの工事しか取れませんが、複数の入札に参加することがあるのですか。

〈事務局〉先抜け方式での入札においては、入札期間はそれぞれ同じ期間になりますので、同時に複数の先抜け方式での入札に参加されることはあります。

〈委員〉同日に開札を行う理由はどうしてですか。

〈事務局〉受注機会の確保のために、同日公告、同日開札で先抜け方式での入札を行っております。

〈委員〉先抜け方式での入札にて複数の案件に参加された場合、先に低い金額の工事を落札することはあるのでしょうか。

〈事務局〉設計金額の高い順番に開札を行うので、そのようなことはありません。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になれば、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

【随意契約：宮島町間田線道路改良工事に伴う附帯工事】

〈委員〉 本体工事及び附帯工事として２つの工事を行っていますが、１つの工事とすることはできなかったのでしょうか。

〈事務局〉 本体工事の設計段階で関係者に説明を行い、現地でも板等を活用して丁張を行い、道路の使用に支障のないように勾配を確認しましたが、工事完了後に道路の使用に支障があったので、再度工事を行う必要がありました。

〈委員〉 勾配の基準はあるのでしょうか。

〈事務局〉 通常の道路であれば基準はありますが、農道には明確な基準はありません。また、過去の同様の工事でも同じ勾配で施工したことがあります。

〈委員〉 今回の工事は、関係者から危険性等を指摘され、見直し工事を行ったということなのでしょうか。

〈事務局〉 本体工事は適切なものではありませんでしたが、関係者の御指摘や本体工事完了後の現場の状況を考慮し、より安全に利用しやすいものとするために、附帯工事を行ったものになります。

〈委員〉 本件の道路を使用するのは特定の人でしょうか。

〈事務局〉 そうなります。

〈委員〉 随意契約とした具体的な理由は何でしょうか。

〈事務局〉 本体工事と異なる業者に依頼した場合、擁壁にクラックが生じた場合など問題が発生した場合に、責任の所在が不明確になるため、本体工事の業者と随意契約をしたものです。

〈委員〉 事前の調整をより行う必要があるのではないのでしょうか。

〈事務局〉 事前の調整をより丁寧に行っていく必要はあると思います。

〈委員長〉

他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

委員会による 意見具申	なし
----------------	----